

○神崎市地方創生移住支援事業補助金交付要綱

令和元年 9 月 3 0 日

要綱第 6 2 号

（目的及び交付）

第 1 条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業における人手不足の解消に資するため、佐賀県と共同して行う地方創生移住支援事業において、東京圏から本市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において地方創生移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、神崎市補助金等交付規則（平成 1 8 年神崎市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 東京 2 3 区 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 1 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。
- （2） 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県 of 区域のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- （3） 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。
- （4） 住民登録 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 5 条に規定する本市の住民基本台帳に記録されること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。
- （5） 転入 他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者が、本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- （6） 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

（補助対象者）

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、第 1 号に規定する要件を全て満たし、かつ第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件のいずれかを満たし、世帯の申請をする場合にあっては第 5 号に規定する要件を全て満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たしていること。

(ア) 移住元に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

- ① 令和元年10月1日以降に本市に転入したこと。
- ② 補助金の申請時において、1年以内であること。
- ③ 補助金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員が移住支援金を地方自治体から受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だったものが、5年以上経過し、18歳以上となり、佐賀県及び本市が認める場合を除く。
- ④ その他佐賀県又は本市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

1) 一般の場合

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先の求人が県実施要領に基づき佐賀県が運営するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に補助金の対象として掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

本市が移住支援金の対象としてテレワークを認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

(4) 関係人口に関する要件

本事業における関係人口に関する要件として、次に掲げる（ア）～（イ）の事項のいずれかに該当するもので、（ウ）～（オ）、又は（カ）、又は（キ）のいずれかに該当すること。

(ア) 3親等以内の親族が申請時において神崎市に住所を10年以上有していること。

(イ) 過去に神崎市に住所を5年以上有していること。

(ウ) 神崎市内で新規に就労を行うこと。

(エ) 期間の定めなく雇用されている者で、1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働時間であること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(カ) 神埼市内で起業し、申請時に所得税法第229条による開業届出を行っている個人事業主であること。

(キ) 農林水産業に就業する者。

(5) 起業に関する要件

1年以内に佐賀県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

(ア) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月1日以降に転入したこと。

(エ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(オ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請者は、神埼市地方創生移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 様式第1号に添付する関係書類は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 単身世帯の補助金の交付申請をする場合

(ア) 移住元の住民票の除票

(イ) 別表に掲げる書類

(2) 2人以上の世帯の補助金の交付申請をする場合

(ア) 移住元の住民票謄本又は補助対象者を含む世帯の構成員2人分の住民票の除票

(イ) 別表に掲げる書類

(ウ) その他市長が必要と認める書類

- (3) 前各号に定めるもののほか、補助対象者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

3 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 補助金の交付申請日から5年以内に本市から転出しないこと。
- (2) 補助金の交付申請日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞さないこと。
- (3) 県実施要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されないこと。

(補助金の交付決定通知)

第7条 第5条の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を神崎市地方創生移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、神崎市地方創生移住支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告及び立入調査)

第9条 神崎市は本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先に対して、本事業に関する状況報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消及び返還請求)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合。
- (イ) 前条に定める報告又は立入調査に応じない場合
- (ウ) 補助金の申請日から3年未満で本市から転出した場合。
- (エ) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合。
- (オ) 県実施要領に定める起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合。

- (2) 半額の返還

- (ア) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合。

(補助金の交付手続の特例)

第 1 1 条 規則第 1 2 条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第 1 3 条の補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までに転入した者については、第 3 条第 1 項 (ア) に掲げる事項にかかわらず、次のいずれかに該当することを移住元に関する要件とする。

- ① 住民票を移す直前に、連続して 5 年以上東京 2 3 区に在住していたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して 5 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す 3 か月前の時点において、連続して 5 年以上、東京 2 3 区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して 5 年以上勤務していた東京 2 3 区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京 2 3 区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 2 3 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に転入した者に対する移住支援金の要件の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 5 年 6 月 2 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 5 条関係）

区分	証明書类等
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区の法人等へ通勤していた者	雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び東京 2 3 区で通勤していた法人等が労働基準法第 2 2 条第 1 項の規定により交付した在勤地及び在勤期間の分かる証明書
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者	登記簿謄本ほか移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間の分かる書類
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写しほか移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間の分かる書類
第 3 条第 1 項第 2 号に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第 2 - 1 号）
第 3 条第 1 項第 3 号に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第 2 - 2 又は 2 - 3 号）
第 3 条第 1 項第 4 号（ア）に規定する要件を満たす者	3 親等以内とわかる戸籍謄本、かつ本市に住所を有している親族の住民票抄本 （転居歴があり、住民票抄本で確認できない場合は、戸籍の附票）
第 3 条第 1 項第 4 号（イ）に規定する要件を満たす者	本市に住所を有していたことがわかる戸籍の附票
第 3 条第 1 項第 4 号（ウ）及び（エ）及び（キ）に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第 2 - 4 号）
第 3 条第 1 項第 4 号（カ）に規定する要件を満たす者	個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
第 3 条第 1 項第 5 号に規定する要件を満たす者	起業支援金の交付決定通知書の写し及び個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し

年 月 日

神埼市長 様

神埼市地方創生移住支援事業補助金交付申請書

神埼市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身		世帯		同時に移住した世帯員の人数 （1 の申請者は含まない）	人
移住支援金 の種類	就業		起業		上記家族の人数のうち 18 歳未 満の者の人数	人
	関係 人口			テレ ワーク		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙 1 「神埼市地方創生移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する		B 誓約しない	
別紙 2 「神埼市地方創生移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する		B 同意しない	
交付申請日から 5 年以上継続して、神埼市に居住する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（就業・企業の場合のみ記載） 交付申請日から 5 年以上継続して、就業又は起業する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3 親等以内の親族に該当しない		B 3 親等以内の親族に該当する	
（テレワークの場合のみ記載） 神埼市への移住の意思について	A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である	

※ 各種確認事項の B に○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転入前の住所

住所	〒
----	---

5 東京２３区への在勤履歴

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※ 東京２３区外に居住し、かつ、東京２３区へ通勤していた場合のみ、５年以上の在勤履歴を記載してください。

※ 東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区外での在勤履歴があれば記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象となりません。

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

神崎市地方創生移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 神崎市地方創生移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）に係る状況報告及び立入調査について、神崎市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、神崎市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - （1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下の場合、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、神崎市補助金等交付規則第 16 条及び神崎市地方創生移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき当該金額の補助金を返還します。
 - （1）偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことにより交付の決定の取り消しを受けた場合：支援金の全額
 - （2）補助金に係る状況報告及び立入調査に応じない場合：補助金の全額
 - （3）補助金の交付申請日から 3 年未満に神崎市以外の市区町村に転出した場合
：補助金の全額
 - （4）県実施要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定の取り消しを受けた場合：補助金の全額
 - （5）補助金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に神崎市以外の市区町村に転出した場合
：補助金の半額（就業の場合のみ）
 - （6）補助金の交付申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
：補助金の全額

神崎市地方創生移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 神崎市は、神崎市地方創生移住支援事業補助金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び神崎市個人情報保護法施行条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 神崎市は、当該個人情報について、国及び佐賀県への実施状況の報告、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施等のため、国、佐賀県、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 神崎市は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（神埼市地方創生移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

※神埼市地方創生移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、神埼市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（神埼市地方創生移住支援事業補助金（テレワーク）の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務先所在地 （移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない また、所属先企業等では引越し費用等の負担はしていない
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
テレワーク勤務	移住先でテレワークにより週 20 時間以上
勤務先へ行く頻度	勤務日数の 1 / 5 以下で、かつ、通勤手当として定期券相当の交通費の支給は していない

交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業による資金提供をしていない
------------	---

※神崎市地方創生移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、神崎市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

神埼市長 様

申請者名
居住地

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/ 月
特記事項 (備考)			

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（神埼市地方創生移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用 1 週間の所定労働時間が同一事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働時間である 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない

※神埼市地方創生移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、神埼市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

番 号
年 月 日

様

神埼市長



神埼市地方創生移住支援事業補助金交付決定通知書

神埼市地方創生移住支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

1 交付決定額 円

2 注意事項

(1) 補助金の返還

要綱第10条に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- ア 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことにより交付の決定の取り消しを受けた場合：補助金の全額
- イ 補助金の交付申請日から3年未満に本市以外の市町村に転出した場合：補助金の全額
- ウ 補助金の交付申請日から1年以内に要綱第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：補助金の全額
- エ 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定の取り消しを受けた場合：補助金の全額
- オ 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市以外の市町村に転出した場合：補助金の半額

(2) 状況報告及び立入調査

神埼市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、補助金の申請者及び申請者の就業先に対して必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

神埼市地方創生移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた神埼市地方創生移住支援事業補助金について、下記金額を交付されるよう神埼市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額

¥								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫 信用組合 本店・支店 支所・出張所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※振込指定口座は、申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。